

平成二十五年十月三十日提出
質問 第三九号

外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書

アメリカの情報機関がドイツのメルケル首相の通話を盗聴していたとの報道がなされている。アメリカのオバマ大統領に直接抗議したメルケル首相に対し、同大統領は謝罪をしている。またドイツに限らず、他国に対しても盗聴をしていたことも報じられている。右の一連の流れを踏まえ、質問する。

一 盗聴の定義に対する安倍晋三内閣の認識を示されたい。

二 前文で触れた、アメリカの情報機関によるドイツ首相への盗聴行為に対する安倍内閣の認識を示されたい。

三 総理、官房長官、官房副長官は、内閣危機管理監、内閣情報官等から、定期的に様々な情報について報告を受けているが、その際、米国情報機関の盗聴に関する報告はあったか。

四 菅義偉内閣官房長官は、この一連の盗聴疑惑に関し、我が国は心配ない旨記者会見で述べているが、一九六五年以降安倍晋三内閣総理大臣はじめ我が国の首脳らが、今回明らかになったドイツのメルケル首相らのケースのように、アメリカ、または他国の情報機関により通話が盗聴されていたという事例はないか。又は盗聴されていたと疑われる事例はあるか。

五 三に関連し、政府として、過去にそのような事例がなかったか、徹底して調査をする考えはあるか。

六 我が国として、今回明らかになったドイツのメルケル首相らのケースのように、一九六五年以降、他国に対して盗聴を行ったという事例はあるか。

右質問する。